

第23回岩手山焼走りマラソン全国大会 参加者募集中



第23回岩手山焼走りマラソン全国大会が開催されます。

- 日時 7月6日(日)、午前9時開会(受け付けは、午前7時半から8時50分まで)、小雨決行
- 会場 岩手山焼走り国際交流村(マラソンは、岩手山パノラマラインを利用した折り返しコース)

- 種別 ▶一般(10^{キロ}、5^{キロ})▶中学生3^{キロ}▶ファミリー2^{キロ}
- 申し込み方法 ①インターネット・携帯サイト【ランテス(<http://runnet.jp/>)、スポーツエントリー(<http://sportsentry.ne.jp/>)による申し込み】②電話【0570-550-846(平日午前10時から午後5時半まで)】③ファクス【0120-37-8434(ランニングマガジン「クリール」掲載の申込書を利用)】④郵便振替用紙 ※いずれの方法でも別途手数料が必要となります。
- 申込期限 6月6日(金) ※当日消印有効
詳しくは、市体育協会(☎76-4141)または市役所商工観光課(☎・内線1296)まで。

被災地支援の活動に市から補助金を交付

●詳しくは
地域福祉課福祉総務係(☎・内線1166)

市は、東日本大震災被災地の復興支援を目的として、市民などが自主的に行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- 補助金の名称 八幡平市がんばろう岩手基金活用支援事業補助金
- 補助金額 1事業につき、100万円を限度として交付
- 交付対象者
 - ① 市内で主たる活動をしている団体またはこれらにより構成されている団体
 - ② 市内で事業を営んでいる事業所

- ③ 市民で構成するグループ
- 交付対象事業
 - ① 被災地の復旧または復興支援が目的の事業
 - ② 被災者の心身のケアを目的とした事業
 - ③ 被災者との交流事業
 - ④ その他市長が特に認める事業
 ※ 交付対象外事業、交付対象外経費があります。また、同一事業による複数回の申請については、ご遠慮いただく場合があります。詳しくは、担当係まで問い合わせください。

ツキノワグマに気を付けよう

県全域に「ツキノワグマの出没に関する注意報」が発令されています。クマによる被害を防止するため、次のことに気を付けましょう。

■特に注意すること ▶クマに出会わないよう、音のするものを身に付ける。▶単独行動は避け、2人以上で行動する。▶クマに会ったら刺激せず、ゆっくりと後退して逃げる。▶クマを引き寄せないため、野山に残飯を捨てない。

また、クマなどの農作物被害対策として、「電気牧柵」の設置が大変有効です。鳥獣被害防止を目的とした設置には補助がありますので、市にご相談ください。

詳しくは、安代総合支所土木林業課林業係(☎・内線3142)まで。

ふるさと納税 ありがとうございます

市ふるさと応援寄付(ふるさと納税)は、「遠く離れたふるさとを大切にしたい」「発展のために貢献したい」という気持ちを形にしたものです。頂いた寄附金は、市の自然環境の保全や産業振興、人材育成などのために使われます。

25年度に寄付いただいた方々を紹介します。

- 寄付いただいた方(納入日順)
- ▷100万円 菊池 廣之 さん(東京都新宿区)
- ▷1万円 遠藤 祐太 さん(千葉県市川市)
- ▷3万5千円 高橋 直治 さん(千葉県船橋市)
- ※ 計8人の納税者のうち、広報への掲載を了承いただいた方のみ紹介します。

税は期限内に納付しましょう

市税は貴重な財源

市税は、市民の皆さんが安心して、健康に暮らすための重要な財源です。また、福祉や教育、道路整備などの事業を行う上で、非常に大切な財源です。納税は国民の義務であり、納期内の自主納付が原則です。

納付しないや延滞金が発生

市は、納期内に納付が確認できない方に対して、督促状を送付し、催告書、訪問などにより自主納付を促しています。また、納期限後の日数に応じて延滞金が増加されます。延滞金は地方税法で徴収しなければならぬものと定められています。26年は、年率9・2%(納期限後1カ月以内2・9%)で計算されますので、納期内に納付に努めましょう。

公平性を保つため滞納処分

督促状などの催告にも応じず、納付相談もない、納税に誠意の見られない方に対しては、納付している方の公平性を保つため、やむを得ず

資産や収入の調査を行い、差し押さえるなど滞納処分を行います。

なお、滞納が悪質と認められる場合は、滞納者の住居などを強制的に搜索して財産を差し押さえることがあります。市には、裁判所の許可なしに財産を差し押さえる強い権限があり、滞納者本人が不在でも行うことができます。

差し押さえた財産は公売に

公売とは、滞納者から差し押さえた財産を売却することです。売却代金は、滞納している税金に充てられます。



差し押さえた財産は公売によって市税に充当されます

滞納処分までの流れ

- ①督促状送付…納期限までに完納しない場合、期限後20日以内に発送
 - ②滞納処分…督促状の発行日から10日経過しても完納しない場合は、財産の差し押さえなどを行い、強制的に徴収できます。
- ※ 滞納処分の対象となる主な財産…給与・賞与、預貯金、売掛金、生命保険、経営所得安定対策交付金、不動産、動産(貴金属・自動車・テレビ・美術品など)など

平成25年度の公売は、動産2件、不動産5件、インターネット公売4件を実施し、約435万円を市税に充てました。

水曜日は窓口の時間を延長

毎週水曜日は、本庁舎のみ時間を延長して窓口業務を行っています。日中に市役所へ来られない方は、ぜひ

ご利用ください。

■実施時間 午後5時15分から午後7時まで

■実施業務 各種証明書発行・市税などの収納(水道料金を含む)

納付困難な場合はご相談を

病気や失業、生活困窮などを得ない事情により納期内に市税などを納められない場合は、1回の納付額を少なくする方法(分納)などもあります。お早めに市役所税務課(☎・内線1251・1255)に、ご相談ください。

便利で確実な口座振替のご利用を!

市税の納付には、納め忘れのない口座振替をご利用ください。口座振替を利用すれば、指定した預貯金口座から各納期の末日に振替納付することができます。

▶申込方法 利用する金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口で納税通知書・預貯金通帳・通帳印を持参し、申し込みください。

※ 市内の金融機関に口座振替依頼書を備え付けています。市外の金融機関を利用する場合は、税務課へお問い合わせください。